

高額医療・高額介護合算療養費制度について説明します。
この制度は、世帯内の国保加入者全員の医療保険と介護保険における1年間の自己負担額（毎年8月から7月末まで）が一定の基準額を超えた場合、申請によりその超過分の支給を受けることができます。ただし、高額療養費や高額介護サービス費等の支給額は除かれます。

高額医療・高額介護合算の対象とならないケースが3つあります。
1つ目は、医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合です。
2つ目は、基準額を超える額が500円いかの場合です。
3つ目は、入院中の食事代や差額ベッド料等です。

次に、高額医療・高額介護合算療養費の年額の限度額について説明します。69歳いかのかたは、アからオの5つの区分に分かれています。

アの区分は所得区分901万円をこえるかたで限度額は2,120,000円です。
イの区分は所得区分600万円をこえ、901万円いかのかたで限度額は1,410,000円です。
ウの区分は所得区分210万円をこえ、600万円いかのかたで限度額は670,000円です。
エの区分は所得区分210万円いかのかたで限度額は600,000円です。
オの区分は住民税が非課税世帯のかたで限度額は340,000円です。
ここで言う所得区分とは、世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額になります。

次に、70歳以上74歳いかのかたの所得区分について説明します。この区分は、現役並3、2、1、一般、住民税非課税世帯の区分2、区分1の6つに分かれています。
各区分の所得区分の考えかたは、「10高額療養費制度（70歳以上74歳いかのかた）」をご確認ください。
現役並3のかたの限度額は2,120,000円です。
現役並2のかたの限度額は1,410,000円です。
現役並1のかたの限度額は670,000円です。
一般のかたの限度額は560,000円です。
住民税が非課税世帯の区分2のかたの限度額は310,000円です。
区分1のかたの限度額は190,000円です。

問い合わせ先
高知市 保険医療課 給付担当 電話番号088-823-9359